

弘前市パートナーシップ宣誓制度（案） パブリックコメントの結果一覧

募集期間：令和2年9月15日～令和2年10月14日

受付件数：63件（61名（市内53、市外8）、2団体（市内））

意見件数：89件

反映状況

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
15件	2件	1件	9件	62件	89件

【文章修正等】・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】・・・既に記述済みのもの。

【検討】・・・計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】・・・反映が困難なもの。

【その他】・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

受付	意見	区分	意見の概要	意見への記載内容（原文、抜粋）	市の考え方
2	1	反映困難	・名称について	・名称は「弘前市パートナーシップ宣誓制度」となっていますが、「弘前市同性パートナーシップ宣誓制度」とした方がわかりやすいと思うのですが。	・本制度は、双方又は一方が性的マイノリティのお二人を対象として実施するものであり、戸籍上の「同性」に限定するものではありませんので、現行のままとします。
46	2	文章修正等		・「弘前市パートナーシップ宣誓制度」ではなく、「弘前市パートナーシップの取扱いに関する制度（要綱）」にしてほしいです。	・「弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」として制定する予定です。
1	3	その他	1. 制度導入の趣旨、背景について（導入に賛成するもの）	・パートナーシップ宣誓制度について賛同いたします。当事者にとって実りある制度になることを願っています。	・本制度により、生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減・解消できること、本制度を契機に市民の間に理解と共感が広がることを市として期待しています。
9	4	その他		・「多様性」を認め合って自分らしく生きられる地域といわれて連想される知性と暖かさは、弘前のイメージアップにつながると思います。 ・差別と偏見は一度にはなくならないのでリスクを恐れ宣誓する人が少ないという結果であっても、この制度ができることで人知れず励まされている人にとっての影響の大きさを想像し、この度の提案を意義深いことと考えています。	・当事者の方々やご家族、支援される方、すべての人にとって弘前市が住みよい地域であると感じていただけるよう、取り組んでいきます。
10	5	その他		・東北初のパートナーシップ制度の誕生、当事者としてとても嬉しく思います。	
19	6	その他		・東北で先駆けて弘前市が「パートナーシップ宣誓制度」を導入することに賛成の意を表します。 ・同性愛者の友人がいます。若い人のなかでも自分の性に違和	

			<p>感を感じて悩んでいる人がけして少なくないことを実感しています。そうしたことで責められるのではないかと笑われるのではないかと公表できない人が大勢いるはずで。世間での認知が進んでいないことが大きな要因ではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市など公の機関が率先して「すべての人が住民としてのあたりまえの対応を認められる」「同性愛はけして異常ではない」とアピールしてくれることはとても大切です。 	
20	7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・数年前に、弘前市在住のトランス男性が、もうこの街では生きていけないと都会に行きました。彼だけでなく、毎年、毎年、生きにくさを理由に青森を去っていく人の姿を見送っています。 ・弘前市のパートナーシップ宣誓制度が導入されるニュースは、本当に大きな希望となっています。私だけでなく私の周囲の人も、弘前市に住みたいと言っている人は複数います。弘前市の決断はひとりひとりの人権を尊重したものだとして市民のみならず多くの人に届いています。 	
27	8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・私の周りには弘前市出身の当事者の友人も多くおりますが、パートナーシップ制度導入のニュースを見て、地元に戻ってまたは残って暮らす希望が持てたと話しておりました。パートナーシップ導入に踏み切ってください本当にありがとうございます。 	
45	9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度の提案に賛同するだけでなく、弘前市でこの制度が案で終わることなく、正式に成立することを願っています。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・この制度が成立することでその土地で生きる誇りとなり、力となるのをみてきました。また当事者が家族となり、幸せに暮らせるというシンプルだけれども、それが制度として認められるということは、とても重要だと考えています。 ・子供を持つ親としても、子供がどのような道を選ぼうと、弘前市なら大丈夫、住むには最高の場所だよ、と誇りを持って言える市となるのは本当にすごいことだと思っています。 	
49	10	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 制度導入の趣旨、背景を読み、まったくその通りだと共感しました。 	
50	11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市でパートナーシップ宣誓制度ができることは、大変よいことだと思います。すべての人が差別や偏見がなく生活できることが望ましいと思います。 	
54	12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市としてこうした取組を進めてくださることには、市が性的マイノリティである人を、そのセクシャリティをもって排除せず、ひとりの人間、ひとりの市民として誠実に向き合ってくださいていることを感じ、とても嬉しく思っています。当事者だけでなく、その家族や友人にとっても、大きな出来事であろうと思います。 ・性的マイノリティに関してはいまだに誤解も多く、間違った情報を信じている人もおり、一朝一夕では変わらないことも多々あるでしょう。知らない・よくわからないということは、不安や嫌悪の原因にもなります。 ・市役所においても、どなたが窓口であっても安心してお話し 	

			<p>できるよう、引き続き職員に対する研修にも取り組み、「差別や偏見のない地域づくり」をけん引していただければと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故郷がこの取組を決めたことを、誇りに思います。 	
58	13	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実施された際、当人同士の心情配慮して、そっとしておけるような（メディア環境含め）環境であってほしい。 ・反対派（異性愛者）の意見では「普通は子供を産んでどうの、子供に悪影響だからこうの」とする話をよくするが、世の中の挙げたら切りがないくらい「虐待する親、ネグレクト、いじめ、未成年の性的暴行」等は「異性愛者」が「異性愛者を育て、教育してきた」事の結果じゃないのか。 ・「若くて子供を育てられない・親の虐待で保護された」等で失うような命も、「育てて行ける環境の同性愛者」が救える命になれると思います。 	
59	14	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度（案）の導入を心から歓迎し、強く支持いたします。 ・本制度（案）の導入は、同性をパートナーに持つ人たちの婚姻の平等が保証されていない日本において、国際人権基準の一つである「家族を持つ権利」を非常に限定的にであっても保証するものです。 ・弘前市で暮らし続けたい、あるいは、弘前市で今後暮らすことを検討している同性パートナーを持つ人たちにとって、本制度（案）の導入の意義は小さくないものと考えます。また、生き難さを感じがちな性的マイノリティの子どもたちにとって、将来への希望にもなり得る制度です。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の導入は、性的マジョリティの人たちに何らの実質的利害をもたらすものではありません。多様な性的マイノリティの人たちの声や、その人たちの平等・尊厳を最も中心に据えて制度導入に向けて具体化して行ってくださることを願ってやみません。 	
60	15	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この度は、とても大切な制度を作るということを表明していただきありがとうございます。 ・県内のLGBTQからの相談を聞いてきました。LGBTQの困難は多岐にわたります。その困難はいわゆる一般の人たちの困難に差別や偏見が付加され、より負担の大きいものになります。 ・相談を受けてきた中には、もちろん、弘前の人たちも沢山います。特に、学生に関しては職業選択に際して「青森に残るか別の場に行くか」ということを考え、より自分らしく生きていきたい、という思いから、弘前を出る、青森を出る選択をする人も沢山いました。 ・制度は、パートナーシップを宣誓する人だけに影響するわけではありません。LGBTQにとって、何かあった時には、自分達がいけないことにされる町ではないということを伝えることとなります。社会に規定されていないからこそ、さまざまな差別や偏見が当事者たちを困難に追いやります。弘前のパートナーシップは、LGBTQにとって、「このまちで生きていく」ことを肯定してくれることです。制度の策定をお願いします。 	

61	16	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・性に対する多様性への共感が広がり、差別や偏見のない地域づくりが進むことを期待できる非常に良い制度だと思う。 	
63	17	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市がパートナーシップ宣誓制度を取り入れる事に賛成です。 ・ジェンダーの人のためにというか、性別に関係なく、あずましく暮らせるように市でも取り組んでほしい。 ・宣誓する人は、勇気ある人だと思います。その人の心に寄りそう姿勢があればどれほど今まで不便でも救われると思います。 	
3	18	その他	1. 制度導入の趣旨、背景について（導入に反対するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・何ら緊急性はないし、無用の政策である。 ・弘前市喫緊の課題は少子化対策で在り、少子化対策には全く資するものではない。なぜ、新生児が絶対に誕生しない存在への保護を率先せねばならないのか。 ・セクシャリティの公表を伴う制度利用は、ある意味で自己抹殺である。社会的な意識共有が出来ていない中で制度だけ先行させるには無理があることを気付いていない。この制度は保護ではなく、むしろ人権の蹂躪にさえつながるだけだ。取り下げるべき政策である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、「弘前市男女共同参画プラン2018～2022」において、基本目標「すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて」を実現するための施策の方向として、「高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備」を位置づけ、各種施策に取り組んでいます。 ・その中で、性的マイノリティの方が安心して暮らせるよう、市が定める各種様式からの不要な性別欄の削除、市職員が理解を深めるための研修、市民向けのセミナーなどを実施しており、今後も継続して取り組みます。 ・本制度は、こうした取組の一環として実施するものであり、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により生きづらさを感じている方を対象とし、お互いをパートナーとして生活を送りながらも、様々な場面で生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減、解消できるように取り組むものです。
4	19	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「弘前をどんなにひどいまちだと考えているんだ。馬鹿にするな！」という思いになります。「本当に弘前というこのまちを愛しているのか！」という思いになります。マイノリティへの理解という言葉を口にするなら、このような感じ方もあることを認めて、制度導入趣旨、そして制度導入自体の必要性を 	

			<p>もう一度再考していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度ではなく、市民の「思いやり」で、性的マイノリティの人たちの悩みや生きづらさを解決できるようにしていく方向へ舵取りができないでしょうか。その方が本当の「心豊かに暮らせるまち」弘前市となっていくのではないのでしょうか。現状では制度導入に反対とさせていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の婚姻制度や家族制度、典型とされる異性愛及び多数者を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすものではありません。 ・提出する宣誓書及び交付する受領証に法律上の効果はありませんが、宣誓の内容に虚偽又は不正があったとき、不正の目的をもって受領証を使用したときは、宣誓を無効とし、受領証の返還を求める旨規定します。
6	20	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な価値観」という名の元で「多様な性」「いろんな結婚のかたち」などという教育を行ったりするのではなく、「同じ性の人を好きになる」「同じ性の人と結婚したい」というのは認められない、という価値観に対して理解を求めていくこと、及び教育を同性愛の方々に行っていくと、ということも否定させるべきではないと思います。制度導入には反対致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組に際して、他自治体間でのスピードを競うものではなく、これまでも、市の様式から性別欄を削除するに際して必要な条例の改正を審査する市議会の委員会において、性的マイノリティの方に対する市の施策について議論されているほか、市議会本会議における質疑においても本制度の導入について取り上げられるなど、市議会でも議論されてきたところです。また、男女共同参画プラン懇話会においても本制度の導入について議論しています。 ・市では、本制度だけではなく、様々な行政課題に対し、弘前市総合計画等に基づき計画的に取り組んでいます。
7	21	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の社会規範（全てではなく一部であっても）を否定しにかかる、ということがこの制度導入を契機として行われていくことがあってはならないと思います。 ・「東北で初」ということをアピールしたいというような個人的な思いをもってこの制度導入を早まってほしくないと思います。 	
8	22	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・誰が見ても「善」ということ、「善」という範囲においての「多様な」ということにしないと、極端な例ですが、「人の命よりお金を重んずる」という価値観に対しても認めていこう、などというように「何でもあり」ということで、「多様な価値観を認め合う」ことが非常に苦痛を伴うものになり、自分らし 	

			<p>く生きられる地域づくりを妨げることになるのではないのでしょうか。この制度を盾にして「悪」なる価値観、人を不幸にする価値観が学校教育現場など、社会に蔓延することを引き起こすのではないかと考えられますので反対いたします。</p>
11	23	その他	<p>・「性的趣向」により同性の方に好意を寄せている人々においてはこの制度導入は必要ないと思います。「性同一性障害」の方々にとって必要なことを優先的に考えた方がいいと思います。制度導入には反対します。</p> <p>・「東北初」というところに価値をおいてということであれば腹立たしいですし、検討すべきこと、議会で議論すべき重要なことはもっと他にあるし、この制度自体も、もっと深く審議していただきたいです。</p>
13	24	その他	<p>「正しい価値観」、「正しくない価値観」という善悪の判断基準を明確にしないままに「互いに多様な価値観を認め合いながら」ということを言い出すと様々な恐ろしいことになると思います。まずは「様々な事情によって婚姻の届出ができずに悩みや生きづらさを感じている」弘前の市民の方々（他の市町村ではなく）の実際の声を聞かせていただきたいと思います。制度導入には反対いたします。</p>
17	25	その他	<p>「性的マイノリティの人たちをはじめとする、人の多様性への理解」という言葉に危険性を感じます。むしろ「性的マイノリティの人たちへの理解と共感が広がり」とした方がまだ理解しようとする対象が明確だと思います。「人の多様性」とい</p>

			うあいまい表現、解釈が多岐にわたる可能性がある表現は入れない方がいいと思います。このままでの制度導入には絶対に反対です。
18	26	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・このパートナーシップ宣誓制度が、性的マイノリティの人たちへの差別や偏見をなくすことにつながらないと思います。「同性の人を好きになる」という性的趣向に制限をかけることはしてはならないと思いますが、性同一障害という「自分の性に違和感がある」という精神的、心的なことへの対処は別に考える必要があると考えています。制度導入に反対します。
21	27	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的マイノリティの人たちをはじめとする人の多様性への理解と共感が広がり、差別や偏見のない地域づくり」とありますが、「性別を差別」とするような旨が込められているのではないのでしょうか。制度導入には絶対反対です。
22	28	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・認めることができない価値観に対して「これは認めることが出来ません」と声をあげることが出来なくなるような威圧感を感じます。私はこの制度導入が性的マイノリティの人たちを尊重することだとは思わない価値観を持っているのでこのような趣旨でこの制度を導入されると、私は生きづらさを感じるし、弘前市が私にとって「心豊かに暮らせるまち」ではなくなってしまいます。制度導入には反対します。

25	29	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの人たちへの理解と共感が難しいとする人たちの価値観は、強制的に否定され、価値観を変えるようにされてしまうのではないのでしょうか。制度導入に反対します。
26	30	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・私は戸籍上の性別は絶対に必要だと思っています。「とらわれず」という言葉を使っているということは、この制度が導入されれば、この制度を振りかざして「戸籍上の性別は差別だ」としてくるのでしょうか。この制度を導入しようとする人の思想に危険性を感じますので、制度導入に反対します。
28	31	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「差別や偏見」とありますが、どのようなことを差別や偏見としているのでしょうか。 ・「多様な価値観」「人の多様性」など、あいまいな表現、意味するところが広範囲なあまり悪用される可能性を持つ表現が多すぎます。私たちの生活、そして、この弘前市を守るためにも制度導入に反対します。
29	32	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・わずか7行の説明では市民が意見を述べるほどの情報とはなり得ない。 ・LGBT には、本当に保護すべき対象者と性的嗜好を持つものを十把一絡げにして、全て保護しようという極めて乱暴な議論となっている。 ・現行の婚姻制度を否定するものである。 ・この制度は婚姻・性に関する問題に限らず、あらゆる社会規範、社会秩序を破壊することにつながる。なぜなら、婚姻・性に関して何でもありの多様性を認めるならば、当然他の社会

			<p>事象についても多様性をすべて認めろ、ということになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度のような権利主張を野放しにして多数の人々の正当な利益を侵害する行為を、権利行使の名目の下には是認すべきではない。 ・この制度は成立・施行した後は、間違いなく学校教育での指導に関係してくる。男女間だけでなく同性愛も自由な選択の一つだと教える学校教育になれば、これからの児童生徒の健全な恋愛観・結婚観・人生観の育成に大きな支障・障害となるだろう。 ・性的マイノリティの主張のみを大きく取り上げ、マジョリティ（多数者）の意見に耳を傾けないのは不公平そのものである。多様な価値観を認め合うのであれば当然多数者の意見も多く聞かなければならない。 ・社会規範を破壊するものであり、反対する。 	
30	33	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人の権利」の主張が強くなり、個人の考えに制限を加えるものはすべて排除しようとするにつなかりかねません。制度導入には反対します。 	
31	34	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的マイノリティの人達に理解を示すことはできない」という価値観を持った人に対しても、それを尊重し、認めていくことが当然だと思います。しかし、この制度が導入されると「性的マイノリティの人達に理解を示さない人は悪だ」というレッテルが貼られてしまうのではないのでしょうか。制度導入には反対致します。 	

32	35	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度が導入されると「性的マイノリティの人たちは理解し難い」という人たちに、「理解を促す」という域を越えて、「理解を強要する」という教育などが行われていくことにならないでしょうか。このことが不安ですので制度導入に反対です。
33	36	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度導入に反対です。「差別や偏見」とありますが、どのようなことを差別や偏見としているのか疑問に思います。 ・「多様な価値観」とか「人の多様性」とかあいまいな表現があり、意味するところが広範囲過ぎて、悪用される可能性を持つ表現が多すぎます。ということは、この制度自体悪用される可能性を孕んでいるということではないでしょうか。
36	37	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度が導入されると「性的マイノリティの人たちは理解し難い」という人たちに、「理解を促す」という域を越えて、「理解を強要する」という教育などが行われていくことにならないでしょうか。制度導入に反対です。
41	38	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の権利が独り歩きしてしまうと、個人の権利が少しでも制限されるような既存の社会規範や社会秩序が全て「悪」というレッテルが貼られてしまい、それらを排除する方向性に舵が取られるようになると、規範や秩序が大きく乱れ、社会が混乱してしまいます。このようなことが憂慮されるので、この制度導入には反対します。

42	39	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度により性的マイノリティの人達が抱えている悩みや、感じている生きづらさが解消されるとは思いません。ましては、この制度が弘前市を心豊かに暮らせる町とするとも思えないし、差別や偏見のない地域づくりにつながるとも思えません。制度導入の趣旨に全く同意できないので制度導入に反対します。
43	40	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度が「これもあり、それもあり、否定するのは悪だ」みたいに乱暴に扱われる恐れがあるのではないのでしょうか。この制度導入が私たちの生活をかえって乱れさせ、「心豊かに暮らせないまち弘前」となってしまうようなので、制度導入に反対です。
44	41	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、男性と女性から生命がたん生するのが自然のなりたちと思って今日まで生きてきたので、不思議な感じにとらえました。この方達にもいろいろ事情があつてのことと存じますが、このことによって差別につながっていくことがあると思うときに、将来・未来において心配ですし、この制度導入に対して容認することだけが善いことだと思いませんので、反対致します。
47	42	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画プランに基づき」とありますが、この「男女」というふうに表示しているのに、なぜそのプランから「性的マイノリティの人達をはじめする、人の多様性への理解と共感が広がり」ということが出てくるのでしょうか。 ・男女共同参画プラン自体も、これまで歴史を積み重ねて築か

				<p>れてきた価値観を否定し、社会秩序を乱すものだと感じていきますので、この制度導入には絶対に反対です。</p>	
51	43	その他		<p>・「自分の考え通りに生きられないようにするものは、個人の尊厳を重んじていないものだから排除しなければならない」としながら、既存の様々な倫理観や規則、法律までもが否定されてしまうことになるのではないのでしょうか。制度導入には絶対に反対です。</p>	
52	44	その他		<p>・制度導入の趣旨、背景を読むと解釈の仕方がとても広範囲になると思いました。例えば「こういう解釈もできる」としながら、乱用・悪用され、「差別問題」として騒ぎ立てられ、傷つく人も出てくるのではないのでしょうか。制度導入には反対します。</p>	
55	45	その他		<p>・「性的マイノリティの人たちをはじめとする、人の多様性への理解」という部分について、むしろ「性的マイノリティの人達への理解と共感が広がり」とした方がまだ対象が明確だと思います。「人の多様性」という言葉はあいまいさがあり、解釈の仕方によってはかなり乱暴な使われ方をするのではないかと不安になります。例えば「人は男性と女性だけではないんだよ」などということが語られるということです。このままでの導入には絶対に反対です。</p>	

56	46	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様な価値観」、「人の多様性」などあいまいな表現が入っています、単純にこのような表現を省けばいいということではなく、このようなあいまいな表現をする目的があるのだと思います。この制度を推進する思想に危険性を感じますし、あいまいな表現の言葉を自分に都合がいいように解釈され乱用、悪用される危険性がある制度だと思いますので、導入に反対します。 	
57	47	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、双方の性的少数者のみならず、一方が性的少数者でも証明書を取得する資格があるのかという事である。カップルの一方が性的少数者で、他方は、性的多数者でも良いという事である。となれば、双方が性的少数者のカップルでなくても良いという事である。その理由とは何かを具体的に示すことが必要である。 ・「弘前市パートナーシップ宣誓制度」という名称の同制度は、性的少数者が使用できる制度であると思われるが、この制度の趣旨は、「戸籍上の性別にとらわれず」という文言になっているが、「戸籍上の性別にとらわれても良い」という意味にもならないのか。 ・弘前市が同制度を導入することで、同性婚合法化の容認に傾くという懸念が持たれてしまいかねない。なぜなら、公然な事実として、同性パートナーシップ制度の次の目標は同性婚であるからである。 ・同制度を導入することによって異性（性的多数者）パートナーシップ制度導入が要請される可能性が出てくる。札幌市や千葉市のように同性と異性パートナーシップ制度両方が導入 	

			<p>されるようになって行く。そして、さらに、複数人のパートナーシップ制度導入の要請の声が出てくることも考えられないことはない。これは、根本的に、当事者たちは性的指向と性自認を理由に、性的少数者となっていて、現在の法律上、同性婚はできないから同性パートナーシップ制度での対応となるが、両性愛者は、性的指向が男女両方に向かっているゆえに、複数人のパートナーシップ制度の導入が求められる根拠をもつことになる。同性パートナーシップ制度のみ導入すると、平衡性が保てなくなるので事実上、「差別」と見做されることもあり得よう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同制度の証明書をもっている者たちだけが、待遇に与かり、双方が性的多数者である「同性の親友同士」が同じ待遇を受けなければ、「差別」となり得るのではないか。「同性愛関係にある同性同士」と「友情関係にある親友同士」の間に差を付ける理由はどこにあるのかということである。なぜ、同性パートナーの資格に「同性愛」は良くて「友情」は駄目であるのか。弘前市のパートナーシップ制度の証明書交付の資格者として、一方が性的多数者でも良いことになっているが、性的少数者と性的多数者のパートナーシップは、「同性愛」ではなく、「友情」で結ばれているのではないか。この「友情」で結ばれている性的少数者と性的多数者のパートナーシップは資格者として認定され、同じ「友情」で結ばれている性的多数者同士は認定されないことは差別ではないか。 ・同制度は法律上の婚姻ではないので、双方が何度、離別しても、「離婚」とはならず、何度でもこの制度を利用することができる。また、双方が離別しても、市役所に届け出をしないか 	
--	--	--	---	--

			<p>ぎり、有効期限がなく、再発行の手続きがないのでいつまでも有効である。また、色々な形で悪用される可能性も十分にあり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性婚が合法化されていない中で、公的機関である自治体が同性婚の準婚姻となるような同性パートナーシップ制度を導入できる立場にあるのかということである。 ・多くの国民が同性パートナーシップ制度導入や同性婚合法化に反対したり、懸念を示しているのは、性的少数者を差別し排除し苦しめることが目的ではない。それは、同性パートナーシップ制度導入や同性婚合法化は、性的少数者だけに留まって終わる個人的な問題ではなく、社会全体に影響を与える、社会的、教育的、倫理・道徳的な領域等に必然的に関係する、極めて重大な問題、そして、宗教の信仰や価値観に直面する問題となるからである。 ・私は、基本的に自治体によるパートナーシップ制度導入には不公平な問題をはらんでおり、自治体を混乱させる余地があるので同制度導入には賛成できないので撤回することを求める。自治体が法的効力のないパートナーシップ制度の証明書を交付しなくても、性的少数者を含め、全ての社会的少数者のために様々な行政の手続きがスムーズにできるように行政による施策を講じることが公正であろう。或いは、弘前市の全ての社会的少数者を含む、すなわち、弘前市民なら誰でも資格対象となる「互助関係制度」のような制度を導入し、証明書を交付することである。これが、全弘前市民に対して公平性を保ち、市民の理解が得られ、暮らしやすい自治体となり得るのではないか。 	
--	--	--	---	--

62	48	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「人の多様性」という言葉に含まれる意味合いが、「いろんな性格の人がいる」ということではなく、「人は男性と女性だけではないんだ」ということなのだとしたらとても恐ろしい内容であり、価値観の混乱を招くのではないのでしょうか。この制度導入の趣旨には添うことができないので、制度導入に反対します。 	
5	49	その他	<p>性的マイノリティの人達が差別や偏見を受けた被害の事例、その件数がどれほどあったのでしょうか？そのようなことも示されていないのに、この制度の導入の必要性を判断はできません。今のこの時点での制度導入には反対いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年に内閣府が実施した世論調査では、性的指向に関する人権問題として「どのような人権問題が起きていると思うか」との問いに対し、「差別的な言動をされること」49.0%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」35.0%などの結果が示されています。
34	50	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「弘前市には性的マイノリティの人たちに対する、差別や偏見がありますよ」と断定して言われているように感じます。それはものすごく弘前市民を馬鹿にしているのではないのでしょうか。 ・この制度が「差別や偏見のない地域づくり」には、結びつかないと思いますので、制度導入には絶対反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の方や支援者の方からは、性的マイノリティの人に対する間違った情報や誤解されている市民も少なくないというご意見が寄せられております。間違った情報や誤解は差別や偏見につながります。こうした状況の中、性的マイノリティの方が安心して暮らせる環境整備の一環として、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により生きづらさを感じている方を対象とし、お互いをパートナーとして生活を送りながらも、様々な場面で生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減、解消できるように取り組むものです。
35	51	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的マイノリティの人たちに対し、理解できない、共感できない」ということは「差別や偏見」とは違う意味あいなのではないのでしょうか。一律に「差別、偏見」をしていると思わないで頂きたいです。性的マイノリティの方々には特に偏見を持っているわけではないのです。しかし、制度を作るといふことには私は反対致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の婚姻制度や家族制度、典型とされる異性愛及び多数者を否定するものではなく、その方々の生活や権利を脅かすものではありません。

37	52	その他	<p>・弘前市における性的マイノリティの人たちが差別や偏見を受けた事例はあるのでしょうか。私は性的マイノリティの人たちを差別したことも偏見を持ったこともありません。あたかも「この弘前は差別や偏見があるひどい地域だ」と言われているように受け取ることが出来るので、ものすごく反感を覚えます。ですから、こんな趣旨での制度導入には絶対に反対です。</p>
38	53	その他	<p>・私を含め弘前市の市民は性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見があるように思えないのです。かえって制度導入により、行き過ぎた批判が浴びせられることが起きてきて、この地域社会の雰囲気を壊すことになるのではないかと思います。この制度導入には反対いたします。</p>
39	54	その他	<p>・私は、一人一人の人権は大いに認めるところではあります。しかし、差別・偏見の意味をはき違えているように感じて甚だショックでした。このような制度を取り入れることは、他にも影響を与えていくように感じられとても危険を感じます。そして残念なことには、弘前に先駆けてこの制度を受け入れようとしていることはこれもショックです。この制度導入には断固反対いたします。</p>
53	55	その他	<p>・私を含め今の弘前市の市民、あるいは地域社会には、性的マイノリティの人たちに対する差別や偏見があるようには思えないです。かえって制度導入により、発行される受領証への対応に行き過ぎた批判が浴びせられる場面、事例が出てきて、こ</p>

			の地域社会の雰囲気や壊すことになるのではないかと思います。この制度導入には反対します。	
40	56	その他	・時代は少子化に進んでいます。今回の制度はそれに拍車をかけるのではないかと、結婚を面倒だと思える人が増えています。制度を導入しなくてもそこはそこで個々の問題だと思います。	・少子化対策は市の重要課題であります。本制度とは別な課題として認識しています。市では、少子化対策を含め、様々な行政課題に対し、弘前市総合計画等に基づき計画的に取り組んでいます。
12	57	その他	・個人個人の性的指向を市が証明するというのに意味を見出せません。義務・権利が発生しないのなら尚のこと。 ・あいまいなものに市のリソースを使うのは市民として本当に違和感があります。もっと他に先にやることあるのではないのでしょうか。	・本制度は、個人の性的指向を市が証明するものではなく、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により婚姻ができないお二人が、お互いをパートナーとして支え合い、協力し合うことを約束して宣誓し、その「宣誓がされたこと」を証明するものです。 ・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められている市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。
16	58	その他	・わが子にどの様に説明し、理解させるか、将来少子化の原因の一つになる事、言い方はよくないかもしれませんが、どのように接していけばよいのか？など、不安内容が多く、ガイドライン的なものがあればと思います。 ・市民にこの制度を理解できるような内容でなければこの制度導入に対し賛同できず反対致します。	・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現についてはご意見を参考とします。
23	59	その他	・市が「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する旨が明記されており、この宣誓書受領証を発行する対象も、定義と「宣誓することができる者」のところに明記されていますが、この宣誓書受領証を提示された側が、どのように対処しなければならないかの規定がないので、いろんな混乱が生じる	・本制度を契機に、市民の間に理解と共感が広がることを市として期待しています。また、学校現場においても正しく理解されるよう、周知いたします。

			<p>ものではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このままでは、提示された側が「これを提示されても駄目なものだめです」とする場面もあるでしょうし、さらにこのような場面で、提示された側がひどく非難されてしまうことも生じてしまうでしょう。 ・弘前市が「心豊かに暮らせないまち」になってしまいそうなので制度導入に反対します。 	
24	60	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「法的に『婚姻』のような親族関係やそれに付随する義務・権利が発生するものではない」とあるので、この「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」がいったいどのような取り扱われ方をされることになるのか、想像ができません。受領証を受け取った方々の価値観で乱用されることになりかねないかと危惧されるので、制度導入に反対します。 	
48	61	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市が「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する旨が明記されており、この宣誓書受領証を発行する対象も、定義と「宣誓することができる者」のところに明記されていますが、この宣誓書受領証を提示された側が、どのように対処しなければならないのかが明記されていません。「制度導入の趣旨、背景」の内容の解釈の仕方が様々になりそうで怖いものを感じます。 ・弘前市が「心豊かに暮らせないまち」になりそうなので制度導入に反対します。 	

2	62	文章修正等	1. 制度導入の趣旨、背景について（記載の内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・3行目、自分らしく生きられる「地域づくり」を「まちづくり」に取り組んでいます。にしたらいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、要綱を作成するにあたって、文言を整理する際にいただいたご意見を反映いたします。
15	63	文章修正等		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市男女共同参画プランでは読点がない ・弘前市男女共同参画プランでは明確に標語となっていることから、以下のように表現を改めていかがでしょうか。 現行：弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち弘前」 変更案：弘前市総合計画に基づく弘前市男女共同参画プランでの「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」 	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市男女共同参画プランに掲げる基本理念内の読点をご指摘いただいたご意見を反映いたします。
15	64	反映困難		<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市男女共同参画プランでは明確に標語となっていることから、以下のように表現を改めていかがでしょうか。 現行：弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち弘前」 変更案：弘前市総合計画に基づく弘前市男女共同参画プランでの「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」 	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市男女共同参画プランに掲げる基本理念は、弘前市総合計画においても変わらない考え方ですので、現行のままいたします。
46	65	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「戸籍上の性別にとらわれず」という文言は他の自治体の同制度には用いられていないように思いますが、この文言を入れた理由は何でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により婚姻ができない方を対象として実施するものであり、戸籍上の性別が同性であるか、または異性であるかを問わないものです。

14	66	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・「法的効果が生じるものではありません」とありますが、何らかの行政サービスの恩恵を与えることを意図して、制度化しようとしているならば、それははっきり明記していないのは、説明が不十分だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められている市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。 ・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現についてはご意見を参考とします。
15	67	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・「何ら法的効果が生じるものではありません」とあります。「一定の範囲で婚姻関係や事実婚と同様のサービスを受けられる場合があります。」のようなことはないのでしょうか。 	
20	68	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・法的効果がないとしても、市として公に交付するものなので、それがどのような場面で効果があるのかを明記してほしいです。弘前市民がこの宣誓によって公的に得られるメリットについても明記してください。 	
49	69	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・「法的な『婚姻』のような～発生するものではない。」のところが、具体的にわからないと思われるので、具体的な例をつけた方がいいと考えます。 	
50	70	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・「法的な『婚姻』のような親族関係やそれに付随する義務・権利が発生するものではない。」とあるが、具体的には何を意味するのかよくわからない。 	
54	71	文章修正等	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓によって何らかの法的効果が生じるものではないこと、法的な「婚姻」のような親族関係やそれに付随する義務・権利が発生するものではないことが明記されておりますが、逆にこの制度によって何か変わることはあるのか、何故この制度 	

				<p>が必要なのか、どんな場面でどのように利用することを想定しているのかが、制度案単体ではわかりにくいかと思います。</p> <p>この制度によって市が目指している「差別や偏見のない地域づくり」がわかりやすく具体的になるよう、パンフレットや市民講座などで、制度とその意義の周知・浸透を進めていただけたらと思います。</p>	
1	72	文章修正等	2. 概要について	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の対応については、まだまだ不十分さを感じています。弘前市内の市立病院や国立病院機構等の医療機関では、配慮のある対応を望みます。 ・制度概要には、「法的な婚姻のような・・・」と書かれておりますが、公的医療機関での書類整備や宣誓書の提示による配慮ある対応を推奨している等の附記があると、市全体でこの制度に取り組んでくれているということがわかりやすいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも弘前市立病院では、性的指向や性自認を理由としたいかなる規制や制限も行っていませんが、制度導入を機に他の医療機関等を含め、周知等に努めてまいります。 ・法律上の権利や義務は発生しませんが、夫婦では認められている市の手続きやサービス等について、パートナーシップ宣誓をされた方も活用可能なものについて検討するとともに、医療機関も含め、民間事業者等に理解と協力を求めることとしています。 ・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、パートナーシップ宣誓をされた方が活用可能な手続きやサービス等について記載し、表現についてはご意見を参考とします。
2	73	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・要綱の素案の作成はいつ頃 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられたご意見等を参考に、令和2年12月中に要綱を制定する予定です。
15	74	反映困難		<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要のため、手続きに類する「～発行する」は不要と考えられますので、以下のように短縮してはいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該文書は、制度の概要をパブリックコメント用にわかりやすく記した文書であり、要綱の記載事項とは異なりますことをご了承ください。

				<p>現行：市がそれを証明する「弘前市パートナーシップ宣誓書受領証」を発行する。</p> <p>変更案：市がそれを証明する。</p>	<p>・制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、いただいたご意見を参考とします。</p>
2	75	文章修正等	4. 宣誓をすることができる者について	<p>・(・・・養親子等) にないこと。細かい点是要綱に記述するのか。また、(等) には外国籍の方も対象となるのか。</p>	<p>・要綱においては民法の規定を明示、詳細については今後作成予定の周知用リーフレット等に記載します。</p> <p>・外国籍の方も対象にしたいと考えています。</p>
46	76	文章修正等		<p>・外国籍の方も利用できるような想定で要綱を策定してほしいです。</p>	
10	77	反映困難		<p>・宣誓の対象が「双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者」という部分が非常に残念です。様々な事情で婚姻していない、できない異性カップルも対象とすることで、大多数の異性愛者の市民の皆様が、自治体のパートナーシップ制度の必要性や、選択的夫婦別姓、同性婚など家族のあり方に関する様々な問題を自分ごととして捉え考えるきっかけとなります。</p>	<p>・本制度は、弘前市男女共同参画プランに基づき、性的マイノリティの方が安心して暮らせる環境整備の一環として、本人の意思で選択できない性的指向や性自認により生きづらさを感じている方を対象とし、お互いをパートナーとして生活を送りながらも、様々な場面で生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減、解消できるように取り組むものです。</p> <p>・事実婚については、婚姻に準ずる一定の関係性が認められるなど、性的マイノリティの方とは事情も異なるものと考えており、本制度の対象とはしないものです。</p>
20	78	反映困難		<p>・性的マイノリティの人だけが使える制度としている自治体は、もう少ないです。なんらかの理由で法律上の婚姻を選ばない人たちにとっても使える制度にしてください。</p> <p>・性的マイノリティに限定することは当事者探しにもつながるリスクがあることをご理解ください。</p>	

46	79	反映困難		<ul style="list-style-type: none"> 千葉市や横須賀市など他の自治体でも前例がありますが、事実婚カップルも利用できる制度にすべきではないでしょうか。 	
12	80	その他		<ul style="list-style-type: none"> (3)～宣誓をする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。とありますが、これを証明するのは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は、お互いをパートナーとして支え合い、協力し合うことを約束して宣誓し、その「宣誓がされたこと」を証明するものです。届出の際には戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）により、配偶者がいないことを確認します。 宣誓の要件を満たさなくなったことが判明した場合には無効とし、受領の返還を求める旨を規定します。
46	81	反映困難		<ul style="list-style-type: none"> 「(2) 市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予定していること。」を「(2) 市内に双方又はいずれかが住所を有している又は市内への転入を予定していること。」にしてほしいです。 できれば、「市内に在勤あるいは在学している人」も使えるようにはならないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 宣誓を行う際には、双方が弘前市に住所を有している又は3か月以内の転入予定を要件としますが、その後の転居については、個別に相談に応じ、対応することとします。
15	82	反映困難	5. 宣誓の流れについて	<ul style="list-style-type: none"> 「流れ」は制度のわかりやすい説明としてはあり得る表現と思いますが、本文書は制度そのものなので、以下のようにしてはいかがでしょうか。 現行：宣誓の流れ 変更案：手続方法 	<ul style="list-style-type: none"> 当該文書は、制度の概要をパブリックコメント用にわかりやすく記した文書であり、要綱の記載事項とは異なりますことをご了承ください。 制度について定める要綱のほか、本制度の趣旨や内容についてご理解いただくための周知用リーフレット等を今後作成することとしていますので、いただいたご意見を参考とします。

15	83	反映困難		<ul style="list-style-type: none"> ・2の要綱及び前述の表現短縮との関係から、以下のようにはいかげでしょうか。 <p> 現行：(3) 弘前市パートナーシップ宣誓書受領証(～)に 変更案：(3) 弘前市は宣誓を証明する弘前市パートナーシップ宣誓書受領証(～)に </p>	
54	84	文章修正等		<ul style="list-style-type: none"> ・提出された宣誓書や必要書類及びそのデータは、市役所のどちらで管理され、どの範囲まで紐づけされるのでしょうか。住民票・戸籍個人事項証明書・本人確認書類とともに宣誓書を提出するので、性的マイノリティの人にとっては個人情報の束を添えてカミングアウトをすることになります。担当課で保管・管理されるのみなのか、データ化され他課でも閲覧できるように住民情報と紐づけされるのかなど、地元であるからこそ気になる人もいます。制度開始の際には手続きの流れだけでなく、市役所の中で個人情報がどのように扱われるのかも含めて、利用を希望している人に向けたQ&Aなどの解説を用意いただければと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓に係り得た個人情報は、受領証発行のために必要とするものであり、他の目的による内部利用や目的外提供しません。データの保管・管理は事務を取り扱う企画部企画課のみで行われる予定です。利用される方にもわかるようにガイドライン等に記載します。
2	85	文章修正等	6. 必要書類について	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 宣誓書について、小型のキャッシュカード程度の大きさのものも作成するのか。 ・(4) 運転免許証などがあるが、もっと詳しく提示した方が。 ・東京都渋谷区のような「公正証書」についても検討されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 宣誓書はA4サイズを、市が発行する宣誓書受領証はキャッシュカード程度のサイズを予定しています。 ・(4) 本人確認書類については、具体的な書類等をガイドライン等に掲載することといたします。 ・公正証書の作成、提出は求めません。

15	86	文章修正等	7. 受領証の返還について	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上は「意思」が一般的 現行：宣誓した双方の意志により、 変更案：宣誓した双方の意思により、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおりご意見を反映いたします。
15	87	記述済み	9. その他について	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎ではない場所や開館時間外の場合には例外的に有料にするのかどうかご検討ください。 ・宣誓場所がもともとあいまい 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に調整する日時等の中に場所も含まれます。当事者と調整して決定します。場所によって宣誓の手続きが有料になることはありません。
54	88	記述済み		<ul style="list-style-type: none"> ・「宣誓書において通称名を使用することができる。」とされていますが、これはあくまでも「宣誓書で使用できる」という解釈で、住民票等には影響しないと考えてよいのでしょうか。 ・行政文書の性別欄については見直しを進めてくださっていると以前報道されていましたが、例えば市の施設で発行する利用者カードのようなものでも通称名の使用したり、氏名の表記を省略できるものがないか、今後検討を進めていただければ幸いです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通称名は、本制度の宣誓書及び宣誓書受領証のみで使用するができるもので、他の一切の書類には影響しません。 ・また、他の制度における通称名の使用、氏名表記の省略については現状では予定はありませんが、必要性を踏まえて今後検討します。
46	89	検討	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・九州や神奈川などで、パートナーシップ制度を他市町村と相互利用できる前例があります。同様の制度のある他市町村と制度を相互利用できる余地を条文に記しておいてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体間による制度の相互利用については、既に導入している事例などを参考に、必要性を踏まえて今後検討します。

・【受付】は意見提出日時順の付番